

衆議院オーストリア及びチェコにおける
地方行財政制度及び情報通信等調査議員団
報告書

令和6年10月

衆議院オーストリア及びチェコにおける
地方行財政制度及び情報通信等調査議員団報告書

令和6年10月

衆議院議長 額賀 福志郎殿

衆議院オーストリア及びチェコにおける
地方行財政制度及び情報通信等調査議員団

団長 古屋 範子

本議員団は、オーストリア及びチェコにおける地方行財政制度及び情報通信等調査を目的として、令和6年8月18日（日）から25日（日）までの8日間、オーストリア及びチェコの両国を訪問しましたので、ここにその調査結果を御報告いたします。

目 次

| | 頁 |
|-------------------------------------|----|
| 1 団名 | 1 |
| 2 目的 | 1 |
| 3 派遣議員団 | 1 |
| 4 派遣期間 | 1 |
| 5 派遣国 | 1 |
| 6 主な調査内容 | 1 |
| 7 主な日程 | 3 |
| 8 調査の概要 | |
| (1) オーストリア共和国 | |
| ①ニーダーエスタライヒ州議会議長表敬 | 5 |
| ②ザンクト・ペルテン市副市長との意見交換 | 8 |
| ③オーストリア通信局との意見交換 | 12 |
| ④国民議会憲法委員会との意見交換 | 16 |
| ⑤オーストリア公共放送（ORF）との意見交換 | 21 |
| (2) チェコ共和国 | |
| ①下院メディア委員会との意見交換 | 25 |
| ②チェコポストとの意見交換 | 31 |
| ③チェコ産業貿易省との意見交換 | 37 |
| ④チェコテレビとの意見交換 | 42 |
| ⑤プルゼン市議会議員との会談 | 46 |
| ⑥ダイキンインダストリーチェコ社視察 | 50 |
| 9 参考資料 | |
| (1) オーストリア共和国（大使館資料、オーストリア通信局関連資料） | |
| (2) チェコ共和国（大使館資料、チェコポスト資料、チェコテレビ資料） | |

1 団名

衆議院オーストリア及びチェコにおける地方行財政制度及び情報通信等調査議員団

2 目的

オーストリア及びチェコにおける地方行財政制度及び情報通信等調査のため

3 派遣議員団

| | | | |
|----|-------|-----|------------|
| 団長 | 総務委員会 | 委員長 | 古屋 範子 (公明) |
| | 同 | 理事 | 田中 良生 (自民) |
| | 同 | 理事 | 田所 嘉徳 (自民) |
| | 同 | 理事 | 本田 太郎 (自民) |

同行

| | |
|------------------|-------|
| 委員部第二課課長補佐 | 田中 博之 |
| 総務省大臣官房総務課長 | 稲原 浩 |
| 総務省大臣官房総務課国会連絡室長 | 長内 秀樹 |

4 派遣期間

令和6年8月18日(日)から25日(日)までの8日間

5 派遣国

オーストリア、チェコ

6 主な調査内容

(1) オーストリア

- ① ヴィルフィング・ニーダーエスタライヒ州議会議長を訪問し、連邦政府と州の関係、州議会と州政府との関係等について意見交換を行った。
- ② ルートヴィヒ・ザンクト・ペルテン市副市長を訪問し、連邦制下における州と市の関係、州と市町村の財政等について意見交換を行った。
- ③ オーストリア通信局を訪問し、オンラインプラットフォーム等のサービス提供者への監督及び公共放送の現状と課題について説明を受け、意見交換を行った。
- ④ 国民議会憲法委員会を訪問し、公共放送の受信料制度に関する法改正及び経緯について意見交換を行った。
- ⑤ オーストリア公共放送(ORF)を訪問し、公共放送の現状及び課題、

受信料収入に関して説明を受け、意見交換を行い、局内を視察した。

(2) チェコ

- ① 下院メディア委員会を訪問し、公共放送の受信料の在り方についての議論や公共放送における動画配信サービスの現状等について意見交換を行った。
- ② チェコポストを訪問し、郵便事業の現状及び事業体制の改革について説明を受け、意見交換を行った。
- ③ チェコ産業貿易省を訪問し、オンラインプラットフォーム等のサービス提供者に対する監督・執行等について説明を受け、意見交換を行った。
- ④ チェコテレビを訪問し、公共放送の現状及び課題、受信料収入に関して説明を受け、意見交換を行った。
- ⑤ ゴラ・プルゼン市議会議員を訪問し、国と地方の役割分担についての現状及び課題、DXの取組等について意見交換を行った。
- ⑥ ダイキンインダストリーチェコ社を訪問し、工場の稼働状況及び現地の雇用情勢等について説明を受け、意見交換を行い、工場内を視察した。

7 主な日程

令和6年

8月18日(日)

- 9:40 東京(羽田)発(NH223便)
- 17:30 フランクフルト着
- 21:00 フランクフルト発(OS216便)
- 22:30 ウィーン着

【ウィーン泊】

8月19日(月)

- 10:00 ニーダーエスタライヒ州議会議長表敬
- 11:00 ザンクト・ペルテン市副市長との意見交換
- 15:40 オーストリア通信局との意見交換
- 18:30 在オーストリア日本大使館によるブリーフィング及び懇談

【ウィーン泊】

8月20日(火)

- 10:30 国民議会憲法委員会との意見交換
- 11:45 国会議事堂視察
- 15:30 オーストリア公共放送(ORF)との意見交換
- 18:30 日系企業関係者との懇談

【ウィーン泊】

8月21日(水)

- 9:45 ウィーン発(OS705便)
- 10:35 プラハ着
- 11:45 在チェコ日本大使館によるブリーフィング及び懇談
- 14:00 下院メディア委員会との意見交換
- 15:00 下院視察

【プラハ泊】

8月22日(木)

- 9:30 チェコポストとの意見交換
- 11:00 チェコ産業貿易省との意見交換
- 14:40 チェコテレビとの意見交換
- 18:00 日系企業関係者との懇談

【プラハ泊】

8月23日(金)

- 10:00 プルゼン市議会議員との会談
- 11:30 ダイキンインダストリーチェコ社視察

【プラハ泊】

8月24日(土)

- 8:45 プラハ発 (NH6068便)
- 9:40 ミュンヘン着
- 11:15 ミュンヘン発 (NH218便)

【機中泊】

8月25日(日)

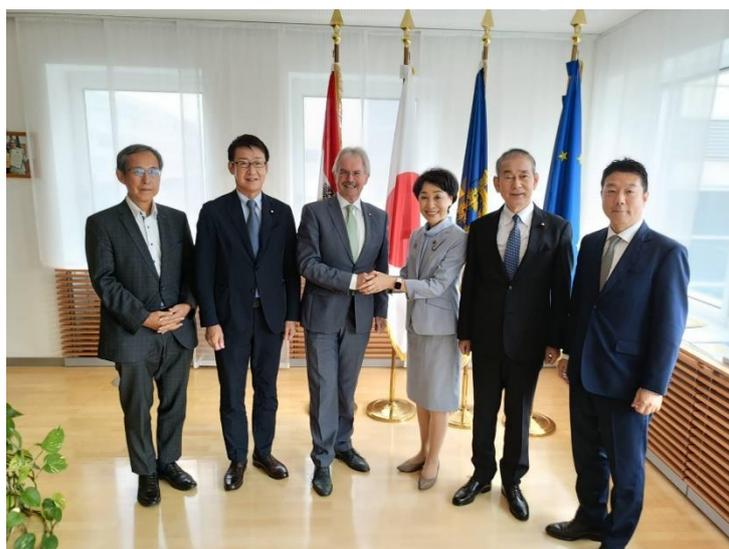
- 6:55 東京(羽田)着

8 調査の概要

(1) オーストリア共和国

①ニーダーエスタライヒ州議会議長表敬

- ・期 日 令和6年8月19日(月)
- ・対応者 ヴィルフィング議長
- ・日本側 古屋 範子団長(公明) 田中 良生議員(自民)
田所 嘉徳議員(自民) 本田 太郎議員(自民)



・ニーダーエスタライヒ州の概要

面 積：19,186 平方 km (1位)

人 口：172 万人 (2位) (2024 年 4 月)

州 都：ザンクト・ペルテン

一人当たり GDP：41,900 ユーロ (8位) (2023 年 12 月)

主要産業：農林業、製造業、商業

概 要：ウィーン州を囲むオーストリア最大の面積の州。

農林業が盛んでワインはオーストリア 1 の収穫量を誇る。

ヴァッハウ渓谷は世界的に有名な自然・文化遺産。

() 内はオーストリア 9 州における順位

< 在オーストリア大使館資料等より >

・概要

ニーダーエスタライヒ州議会を訪問し、ヴィルフィング州議会議長と会談した。

主な内容は、オーストリア連邦の歴史及び州の成り立ち、連邦政府と州の関係、州議会と州政府との関係等についてである。

(ヴィルフィング議長の挨拶、説明)

この度の訪問を歓迎する。オーストリアは九つの州からなる連邦国家である。

州議会議長は年に2回の会合を持って意見交換しており、九つの州の意見が一致していれば、連邦政府と州との権限の関係においても相当強い立場となる。しかし、デメリットもあり、九つの州で話し合うプロセスを踏むことは意思決定のスピードが遅れる場合もあるということである。

オーストリア共和国の大統領は国民の直接選挙で選ばれるが、首相は議会によって選ばれる。州や市町村レベルの首長になると、直接選挙の場合やそれぞれの議会選挙での獲得議席数の比例配分で首長や閣僚が選ばれる場合もあり、州によって異なる。

(古屋団長の挨拶)

本日はお忙しい中、我々調査団を迎えていただき感謝申し上げます。

日本の地方制度は、都道府県と市町村の二層制を採用しており、1990年代から地方分権改革を推進し、市町村への権限移譲を進めてきた。また、近年はデジタル化の進展を受け、国と地方の役割分担を改めて議論する動きもある。

日本では首長と議員は、いずれも住民が直接選挙で選んでおり、両国の地方制度は異なる部分もあるが、それゆえ、日本の制度の特徴や課題が明確になり、今後に向けた貴重なご意見を伺えると思っている。

(主なやり取り)

○衆議院側

州がかなり大きな権限をもっているように感じるが、任期途中で交代させることもできるのか。また、任期は何年で民間人でも可能か。

○先方

ニーダーエスタライヒ州で言えば、州議会議員選挙で多数を獲得した政党が首長を提案する権限がある。その提案が議会で多数を得れば首長に選任されるが、任期中に変更しようというのであれば、その首長が所属する政党が不信任を表明し代えることになる。しかし、オーストリアにおいても同じ連邦制であるドイツでもそのようなケースを耳にしたことはない。任期は5年で、州議会議員の中で多数党に所属する議員から選出される。

○衆議院側

九つの州の合意は非常に強いものがあるとの話だったが、オーストリア

連邦政府の政策として、九つの州の合意はそのまま生かされるのか、参考にした上で政策が決定されるのか。

○先方

連邦政府が九つの州の意見に反して一方的に政策を決定することも可能ではある。しかし、連邦議会には各州議会から議員を派遣していることや、政府が決定した政策が国民に支持され受け入れられることが望ましいと思えば、九つの州の意見に耳を傾け、それを反映したような決定をすることが理にかなっていると考えるのでないか。

○衆議院側

連邦政府と州の権限について、教育は連邦政府の権限とのことだが、外交や軍、環境問題、医療についてはそれぞれどのような権限配分になっているのか。

○先方

外交や軍については教育と同様に連邦政府の権限である。環境というさまざまなものがあるが、これについては多くの部分が州の所管となっている。医療については、医師の教育は連邦政府の管轄となるが、病院は州の管轄となる。

質疑応答終了後、ヴィルフィング議長から、本日の訪問に対して感謝の言葉を述べられ、議長が 2000 年に日本を訪問した際には、3 週間程度の期間を確保して一般家庭等にも訪問し、日本の文化、生活様式に触れたこと。また、訪問中に高速道路等の最先端の建設技術に感銘を受けたこと等を紹介された上で、日本の調査団もある程度の時間を確保して訪問国を視察してはどうかとの発言があった。

古屋団長からは率直な意見交換ができたことへの感謝の言葉を述べ、今回のやり取りを今後の国会での議論にも活かしていきたい旨の発言があり、会談は終了した。



②ザンクト・ペルテン市副市長との意見交換

- ・期 日 令和6年8月19日（月）
- ・対応者 ルートヴィヒ副市長
ケルナー文化局長
フォアアウファー国際担当
- ・日本側 古屋 範子団長（公明） 田中 良生議員（自民）
田所 嘉徳議員（自民） 本田 太郎議員（自民）



・概要

ザンクト・ペルテン市庁舎を訪問し、ルートヴィヒ副市長、ケルナー文化局長、フォアアウファー国際担当と会談した。

主な内容は、連邦制下における州と市の関係、州と市町村の財政等についてである。

(ルートヴィヒ副市長の挨拶、説明)

今回の訪問を心から歓迎申し上げる。皆様から色々な意見を聞けることを楽しみにしていた。それぞれの国で政治的にも色々動きがあると思うが、オーストリアでは国民議会の選挙を控えており、選挙結果によっては非常に大きな影響が出る可能性がある。近隣諸国における地政学的な状況も非常に注意を要するものがあり、気を付けていかなければならない状況であると思っている。

ニーダーエスタライヒ州には郡に属さない六つの憲章都市があり、ザンクト・ペルテン市もそれにあたるが、憲章都市はそれぞれが独自の行政機

能を持っている。州と市の行政の関係を表す良い例としては文化プロジェクトがあげられると思うが、ケルナー文化局長は市の文化・教育部門の責任者であり、州当局との調整も行っているので、後程、州と市の協力関係の事例を紹介してもらおうと思う。

(古屋団長の挨拶)

本日はお忙しい中、我々との会談の場を設けてくださり感謝申し上げます。

さきほど州議会議長とも懇談させていただいた。オーストリアは連邦国家で、ニーダーエスタライヒ州では州政府は州議会によって首長が選出されると伺っているが、日本では首長と議会議員は、いずれも住民が直接選挙で選んでいる。また、日本では 1990 年代から地方分権改革を推進し、市町村への権限移譲を進めてきており、近年はデジタル化の進展を受け、国と地方の役割分担に関して議論を進めている。

両国の地方制度は一見すると大きく異なる部分もあるが、それぞれの課題について意見交換ができればよいと考えている。

(ケルナー文化局長の説明)

市の文化局は教育行政と文化行政を所管しており、文化行政としては美術館や博物館等の運営、またフェスティバルやコンサート等のイベントに関しても担当している。今年は非常に文化的行事の多い年で、1,400 件のイベントが開催される。連邦政府、州政府と市が共同で取り組んだ事業として Synagoge の再開があり、三者が 3 分の 1 ずつ費用を出して改修工事を行って再オープンしたものである。また、10 月には州とともに出資した音楽学校の新キャンパスがオープンする予定である。そのほかにも子どもアートラボや国立図書館のオープン等のプロジェクトで連邦政府や州政府と協力して事業を行っている。

(主なやり取り)

○衆議院側

当然、市民もそれぞれの文化プロジェクトを楽しむのであろうが、市外からの利用客の集客効果もあるものと思うがどうか。

○先方

おっしゃるとおりで入場料を支払ってくれる利用客は約 30 万人程度になるだろうと予測している。入場料は払わずともプロジェクトを楽しんでくれる人はその 2 倍の 60 万人程度にはなるのではないかと試算している。

○衆議院側

ニーダーエスタライヒ州には 573 もの市町村があると聞いているが、それほどたくさんの市町村があるとそれぞれの町の規模は小さくなり、イベント等のプロジェクトを行うのは大変なのではないか。

○先方

規模が大きいイベントやプロジェクトは確かに大変ではある。しかし、文化プロジェクトに関してはそれぞれの市町村に決定権があり、自らのイニシアティブで決定したことに対して州政府や連邦政府がサポートすることになっている。町の規模が小さいから何もしないということはなく、州政府や連邦政府からの財政的なサポートを受けながら様々なフェスティバルを開催している。

○衆議院側

ザンクト・ペルテン市は州都であるし人口が 5 万人と規模は大きい方だと思うが、州との関係で権限の移譲、事務委託の押し付け合い等が生じることはあるのか。

○先方

ザンクト・ペルテン市は州と非常に良好な関係にある。先ほど説明したような協力事業も良好な関係でなければ、このような形で表れていないだろう。州と市の首長が所属する政党が異なっても良好な関係にある。ただし、細かい実務的なことや財政的な部分では対立することもあるかもしれない。EU の規制により 3 年後の 2027 年までに市内を走る公共交通機関のバスを電化する必要があるが、費用試算として現在の 4 倍ほどかかる見込である。これだけの財政支出を市だけで対応することは困難であり、州政府ともかけあっているが、中々支援を得られず苦勞している。

○衆議院側

文化プロジェクトに力をいれているということだが、それぞれの事業で収入があり採算がとれれば問題ないが、日本でもそうだが、文化プロジェクトとは得てしてコストがかかるものである。財源問題の話もあったが、予算の使途として文化プロジェクトよりも給付や行政サービスの向上に使用するという観点もあるかと思うが、どのような議論を行って決定しているのか。

○先方

そもそも文化プロジェクトはオーストリア国内のみならず、EU においても色々なサポートや補助が受けられる。オーストリアで調査を行ってみ

たところ、美術館や博物館に関しては、投資1ユーロに対して、1.8ユーロのリターンがあるとの試算結果もある。また、イベント開催に伴って、すぐに利益が返ってくるわけではないが、長いプロセスを経て見返りがあるものもあると考えている。

質疑応答終了後、ルートヴィヒ副市長から、日本の代表団が訪問されたことは光栄で両国の友好関係を示すものである。本日の訪問に感謝する旨の発言があった。

古屋団長からは率直な意見交換ができたことへの感謝の言葉を述べられた。

③オーストリア通信局との意見交換

- ・期 日 令和6年8月19日（月）
- ・対応者 オグリス通信局長
ラオシェンベルガー放送・テレコム規制公社法務部長
- ・日本側 古屋 範子団長（公明） 田中 良生議員（自民）
田所 嘉徳議員（自民） 本田 太郎議員（自民）



・オーストリア通信局の概要

1 独語名称：Kommunikationsbehörde Austria

2 所在地：ウィーン市

3 設立：2001年

4 局長：ミヒャエル・オグリス（Michael OGRIS）

5 組織形態：オーストリア首相府直属の独立機関

6 任務：オーストリアの放送局の監視

7 その他：

- ・オーストリア憲法第20条が設立根拠、コム・オーストリア法が任務について規定
- ・7人の構成員から成る。
- ・構成員はオーストリア政府の提案に基づき、オーストリア大統領が任命
- ・国営企業である放送・テレコム規制公社（RTR）のメディア部門により実務面の支援を受ける。

<在オーストリア大使館資料より>

・概要

オーストリア通信局を訪問し、オグリス通信局長から説明を受け、意見交換を行った。

主な内容は、オンラインプラットフォーム等のサービス提供者への監督及び公共放送の現状などである。

(オーストリア通信局の説明)

2004年に最後の民間の地上波TV局が開局され、規制の監督機関が必要となった。

視聴覚的なコンテンツが変わってきて(視聴者サイドとして)従来型のテレビの意義が変化してきた。存在意義、若い層のコンテンツの捉え方が変わり、視聴者サイドの捉え方、広告主の考え方も変わってきた。

EUでは、視聴覚媒体サービス法において、リニアテレビとそれ以外のテレビを同じように規制するという動きがあり、これが背景となっている。

未成年、消費者、誹謗中傷への対策を目指し、プロモーション的な意味合いとして欧州で制作したコンテンツを大事にすることも目的となっている。リニアテレビとオンデマンドを同じルールのもとに規制する試みの背景には、①価値の保護、②同じ土俵に立たせるという二つ理由がある。

更なるテーマとして、公共放送と民間事業者では資金繰りも違うし、例えば、映画はテレビで見るよりインターネット、スポーツ中継はライブである必要がある。また、ニュースという情報もテレビでの提供が必要。特に若い人はプラットフォームにアクセスする割合が高く、プラットフォームに載っている情報が本当に正しいものか分からないという現状もある。

ポルノやフェイクニュース、ディープフェイクなど、意図的に流しているのでは、との心配がある。難しいのはプラットフォームが個々についてはどうしようも出来ないと言っているが、プラットフォームに義務を課すのも一つの考え、事務的な手続きも当然必要となってくる。

プラットフォームの中には、協力的なところとそうでもないところがあり、担当者さえ見つけることができない場合もある。大規模プラットフォームは欧州委員会が担っているが、プラットフォームの反応が薄く、ルールを作ってもそれを施行することが難しい。

(主なやりとり)

○衆議院側

日本でも同じ課題を抱えており「情プラ法」を先般成立させた。ネット上での誹謗中傷、偽情報など様々な問題があり、これまで日本においての窓口がはっきりしなかったが、大規模プラットフォームに対応の迅速化、部門の整備、一定期間内にユーザーへ連絡することを義務づける法案を成立させた。

○先方

中身的に Digital Services Act (以下「DSA」) に似ている。欧州のDSAも透明性を重視しており、どういう基準で情報開示するかは極めて限定的だったが、研究者やその他にも広く開示することとした。プラットフォームを監督するという事は、より多くの情報を開示することになる。

○衆議院側

プラットフォームの規制は大事と考えている。しかし、プラットフォームが公平性を求めても従わない場合、DSAはどこまでやれるのか。

○先方

正直、明確な回答は難しい。罰則規定を設けているが、これまで発動した実績は無い。一部のコンテンツを止めることは出来るかもしれない。テロ的な内容を含むコンテンツの中身を一部制限できるかもしれないが、コンテンツを下げてしまうと捕まえることができなくなってしまう。

○衆議院側

公共放送は税金と共に広告料もとっているのか。また、インターネット配信の法改正は。

○先方

ORFには二つの収入源がある。受信料収入と宣伝広告料金。金額はORFが算出したものを当局がチェックしている。憲法裁判所で問題となり、基本的に受信機がある前提で、持っている人が払う仕組みであったが、テレビが無くてもストリーミングで見ることができるようになったため、憲法裁判所でも配信するプログラムの数を制限しなければいけなくなった。ネット配信の財源をどうするのか、テレビ前提の徴収がいいのかという議論になり、2024年の改正により、受信機を持っていなくても、各家庭が払う制度になった。

しかし、課題はまだあり、企業のテレビの数、ORFに関心の無い

人も払う必要がでてきた。公共放送は非常に価値が高いものなので、国をあげてサポートすべきものであるという考え方。例えば、医療保険も必ずその保険を使うわけではないけれどみんな加入してお金を払っているの、そのような考えもあるのでは無いかという話が出ている。

○衆議院側

多様な情報が流通することで人々は物事を判断していくので、情報に価値判断を加えることには抑制的であればならない。放送については独占的な権限が与えられていることから、批判があればそれに関しても放送するように、政治的に公平であることが課されてきた。しかし、SNS等で誰でも発信できるようになったことにより今日の問題が出てきたのだと思っている。

違法まではいかなくても政治的なバイアスをかけるようなものや犯罪等を助長する可能性のあるようなグレーゾーンのをどうするかという課題は大きい。受け手側のリテラシーや情報の自由市場の中での淘汰等、健全に機能する情報の在り方を作っていないといけないのではないと思う。

○先方

大事なことは、メディアリテラシーと知っているが、ユーザーがコンテンツを捉える時に、場合によっては本当にその情報が正しいのか自問自答することである。オーストリアでは始めたばかりだが、学校や文科省で消費者に対する教育を行っている。ドイツではすでに行っており、州別にメディア当局が存在し、奨励金制度をつくり、リテラシー教育をサポートしている。

古屋団長からは調査団の質問に対する丁寧な対応に深く感謝する旨の発言があり、意見交換は終了した。

④国民議会憲法委員会との意見交換

- ・期 日 令和6年8月20日（火）
- ・対応者 シェラク憲法委員会副委員長（注：澳日友好議連会長）
ドゥズダール同委員会委員
シュテファン同委員会委員（注：澳日友好議連メンバー）
ビリムリンガー同委員会委員
ブランドシュテッター国民議会議員
- ・日本側 古屋 範子団長（公明） 田中 良生議員（自民）
田所 嘉徳議員（自民） 本田 太郎議員（自民）



・概要

オーストラリア国民議会を訪問し、シェラク憲法委員会副委員長、ドゥズダール同委員会委員、シュテファン同委員会委員、ビリムリンガー同委員会委員、ブランドシュテッター国民議会議員と会談した。

主な内容は公共放送の受信料制度に関する法改正及び経緯についてである。

(シュラク副委員長の挨拶)

皆様の訪問を心から歓迎申し上げます。コロナ禍を経て澳日友好議員連盟のメンバーとして久しぶりに日本を訪れたのが1年5か月前であったが、私が日本を訪れた以降に日本からも3、4組は我が国を訪問されたと記憶している。このような議員間交流からも両国の良好な関係がうかがわれるものと思っている。

本日は公共放送というテーマを意見交換するのにふさわしいメンバーがそろっているのでよろしく願います。

(古屋団長の挨拶)

本日は、お忙しい中、調査団を受け入れてくださり感謝する。

我々、総務委員会では地方自治、放送、情報通信、郵政などを所管し議論している。我が国では、「テレビ離れ」などの放送を取り巻く環境が大きく変化しており、必要な対応を検討してきている。

本日は、オーストリアの実態・制度の見直し等にかかる議論の経緯をお伺いし、意見交換することで、今後の日本における議論の参考とさせていただきたいと考えている。

(ビリムリンガー委員の発言)

オーストリアには公共放送（ORF）のほかに民間放送もあるが、ORFが圧倒的なメインプレイヤーである。約1年前に包括的な法律の見直しが行われた。その背景は憲法裁判所の判決によるものであり、法改正前、ORFの受信料はテレビやラジオ受信機を所有する者から徴収しており、インターネットでORFのサービスの利用があっても受信機が無ければ徴収対象外であった。この制度を憲法裁判所が違憲と判断したため、法改正がなされ全ての世帯が受信料を支払うこととなった。

法改正では受信料制度の見直しに加え、従来のTV放送形式以外に先行配信や配信専用の番組制作も可能となった。このORF法改正においては、民業圧迫との声もあり、民間放送会社や新聞社への助成、支援も併せて行われた。

(ドゥズダール委員の発言)

ORFに関する法律は昨年7月に改正され、今年1月に施行された。改正の主なポイントは①公共放送の資金繰りをどうするか、②公共放送に対してどこまで財政支援を行うか、以上の二つに主眼が置かれた取組である。今の時代は二極化の現象が進んでおり、SNSでもいわゆるフェイクニュースや偽情報が流布しており、力強い公共放送の存在は重要であることは理解している。しかし今回の法改正の内容は、それぞれの世帯では経済力が異なることや、若者は往々にして経済力が劣ること等を考慮することなく全世界帯に一律で受信料を課すものであり、公平・公正さに欠くという点で支持することができなかった。

ORFに関しては、ほかにも昨年11月に憲法裁判所が、ORFの内部監督機関である二つの評議会の委員の選任について連邦政府の影響が大きすぎると違憲判決を出した。これによって評議会改革が検討されるようになり、判決では2025年3月までに法改正が義務付けられているが、現時点では何も決まっていない。

様々な国でメディアは財政的な困難に直面している。デジタルメディアに比べてプリントメディアはどんどん弱体化している。一般の方々はデジタルサービスの方が安くサービスを受けられるということで、印刷媒体からは離れてデジタルサービスの利用が増えている。それによってますます多くの宣伝広告収入が大規模プラットフォーム事業者に流れていることが、デジタル税導入の背景となっている。

(ブランドシュテッター議員の発言)

ORFは長い間、非常に恵まれた環境にあったが、今ではORFは多くの動画配信サービス、様々なオンラインサービスの脅威にさらされている。これにどう対処すべきか、個人的見解を申し上げますと、公共放送は国民に対して、公共放送の必要性や課題、目的について、説明する責任を果たすべきである。このことの持続が、国民との接点を生み、フェイクニュースや偽情報等に対応する上で大事なことではないか。

公共放送にメディアコンピテンシーがあると示すことも重要であり、また、視聴者にもメディアコンピテンシーを持ってもらうということも重要である。そうすれば、自分自身で情報の識別・判断ができるようになるからである。

(シュテファン委員の発言)

ORFの法改正については反対の立場であったが、公共放送自体に反対しているわけではなかった。テレビ、ラジオの受信の有無に関わらず、全ての世帯が受信料支払い義務を負うと、他の民間放送局に比べて圧倒的な財政的支援を受けることとなる。また、ORFにネット発信業務を認めるとなると、新聞社等のオンラインサービスにとっては大変な脅威となる。この法改正によって公共放送と他の民間放送、新聞社等との間に既に存在している不公平状況がさらに増長されるとの思いから批判的な立場とることになった。

(主なやり取り)

○衆議院側

ORFの予算に関して、受信料、コマーシャル料、税金の割合はどうなっているか。

公共放送の視聴率は、他の動画配信や民間放送と比べてどれくらいか。放送サービスの内容は全てインターネット配信の内容と同一か。

○先方

ORFの予算は年間10億ユーロ以上である。その内訳は、約2億ユーロが映画等のライセンス収入、約7億ユーロが受信料、約3億ユーロが宣伝広告料である。

オーストリアでは民間放送の市場参入が非常に遅かったという特徴があるため、公共放送が市場において圧倒的な存在感を持っており、民間放送のシェアは低い。

民間放送が市場参入する際に、公共放送の宣伝広告収入については様々な議論があった。公共放送は受信料を受け取っているのであり、広告収入については民間放送が独占すべきとの主張もみられた。確かに公共放送と民間放送はライバル関係にはあるが、現在では公共放送の宣伝広告を全て禁止するという事は宣伝広告市場自体の規模が縮小してしまう等の悪影響があると考えられるようになってきており、全面禁止ではなく、現在既にあるような部分的な規制でよいのではないかとの考えになってきている。

放送サービスの内容がリニアTVとインターネット配信で内容が同一かという質問に関しては、私の見解では同じであると思っている。しかし、リニアTVを全く配信せず、オンラインのみでサービスを提供する傾向はますます顕著になってきている。

○衆議院側

受信機がなくても全世帯一律で受信料を支払わなくてはならないとなると、公共放送の必要性が問われると思うが、健全な民主主義の発達のためや災害時の情報提供等の情報はどのように把握し提供しているのか。また、現在の公共放送の情報提供に国民は満足しているのか。

○先方

公共放送は法律によってある程度のことを義務付けられている。コロナなどのパンデミックのような災害時にも情報を発信しなければならないという義務がある。災害が起こった場合、公共放送の存在感はより高まり、視聴率も高くなる。

○衆議院側

偽情報、誤情報の問題が世界的な課題になっているが、これに対してオーストリアではどのような対策を行っているか。また、政府として具体的に放送事業者に対しての何らかの支援や、法律で規制していることはあるか。

○先方

オーストリアでは2年前から学校においてデジタル基礎教育を導入している。このような教育でメディアコンピテンシーを身に着けることができれば本物のニュースとフェイクニュース、偽情報を区別できるようになるだろうということを念頭においた取組である。学校以外に、国立図書館でも学びの機会を得られるし、民間レベルでも複数のプログラムが展開されている。個人的にはもっと力を入れていくべきだと思うし、一つの機関が何かすればよいということではなく、全国的なレベルでの取組が重要であると思っている。

質疑応答終了後、シェラク副委員長から、日本代表団の訪問に感謝する旨の発言があった。

古屋団長からは調査団の質問に対する丁寧な対応に深く感謝する旨の発言があり、意見交換は終了した。

また、会談終了後、国会議事堂の視察を行った。



⑤オーストリア公共放送（ORF）との意見交換

- ・期 日 令和6年8月20日（火）
- ・対応者 カストナーORF法務部長
ルッサーORF評議会議長
シンドラウアーORF営業担当部長
- ・日本側 古屋 範子団長（公明） 田中 良生議員（自民）
田所 嘉徳議員（自民） 本田 太郎議員（自民）



・オーストリア放送協会（ORF）の概要

- 会 長：Alexander Wrabetz
- 職 員 数：2,977人（2021年）
- サービス：テレビ4チャンネル、ラジオ4チャンネル（全国3，地方1）
- 受 信 料：月額15.3ユーロ（約2,295円）※2024年から
- 受信料収入の額：約6.4億ユーロ（約960億円）※2021年実績
- 主なトピック：放送受信料制度の変更（2024年1月から）
（機器所有→全世界帯一律の負担金）

※1ユーロ＝約150円で換算
＜総務省資料より＞

・概要

オーストリア公共放送（ORF）について、カストナーORF法務部長、ルッサーORF評議会議長、シンドラウアーORF営業担当部長から説明を受け、意見交換を行った。

主な内容は、公共放送の現状及び課題、受信料収入の計算方法やその実態などである。

(オーストリア公共放送の説明)

衆議院総務委員長の古屋団長はじめ団員の皆様の訪問を心から歓迎申し上げます。こちら側は会長代理、営業担当部長、法務部長が出席している。私は、国際法を担当するとともに、評議会議長も務めている。

まずは5分間のイメージVTRを用意しているので、ORFの取組等について簡単に紹介する。

【イメージビデオでORFの説明】

私どもは2年前に従来型のリニアテレビからプラットフォームへというビジョンを掲げた。これは従来型の方法でコンテンツを届けるだけでなく、他の方法でも視聴者に届けることを目指したもの。従来型とは違うアプローチを想定し、スマートフォンやラジオを含む様々なデバイスでコンテンツを提供する新たな仕組みを作った。

大事な点は、我々が一方的にそのような方法を押しつけたのではなく、視聴者の思考やニーズに基づいたアプローチだということ。視聴者が何を期待しどのようなオファーを求めているのか、異なる年齢層の人の関心は何なのかということ把握し取組を始めた。

VTRでも紹介があったとおり、我々の資金調達には各家庭が負担する受信料収入が70%、広告収入が20%、その他が10%となっている。当時はあくまでも受信機を持っている人に受信料支払いの義務を課していたが、現在ではストリーミングサービスが普及したことにより、受信機の有無に関わらず、全ての世帯から料金を徴収することとなった。

これは、オーストリア憲法裁判所の見解やそれに伴う法的な議論が進められ、最終的には政権が我々にとって非常に好ましい結論を出し、本年1月から法律が施行となった。

(主なやりとり)

○衆議院側

ご説明感謝する。日本の公共放送NHKは、放送法に基づき受信料を財源とした運営を行っている。月額1,100円なので約7ユーロ程度。また、先般の改正によりインターネット配信が必須業務となった。

オーストリアでは全世帯から受信料を徴収しているが、国民からの反発は無かったか。

○先方

もちろん反発はあった。新しい法案に賛成出来ない人は多く存在している。しかし、法律に基づき払って頂くこととなっており、340万人の方にとっては従来の受信料より下がったということも事実であると説明し

ている。また、低所得者（30～40万人）は免除制度が継続されている。

○衆議院側

これまでテレビ1台につき支払いの義務があったのか。全世帯から徴収することにより受信料収入は何割ぐらい増えたのか。

○先方

テレビを2、3台保有していても1台分の請求だった。なお、セカンドハウス保有世帯ではさらに1台分の請求が行われていた。近年、テレビを持たない人の増加により、収入が減ってきていたが、今回の制度改正により支払い義務が課された人は1割程度増えた。しかし、受信料を下げたことによりトータルの収入は変わっていない。

○衆議院側

広告料収入が上がらない限り、収入は増えないのか。

○先方

おっしゃるとおり、広告料収入が増えれば収入は上がるが、景気が悪いために増えるどころか下がっているのが現状である。

○衆議院側

テレビ放送は独占的な地位で一方的に情報を発信出来るという観点からの質問だが、日本の放送については放送法第4条等で民主制に関する表現の自由ということで、対立する意見がある場合には同じ時間だけ放送せよという大きな括りが存在する。番組審議会というものがあり、不適切な番組があればチェックするような組織、機構があるが、オーストリアではどのように取り組んでいるのか。

また、日本では、NHKについては国会で経営内容等について議論され、職員の給与水準も高いと言われ、受信料を下げる要望の審議があったりする。そういった統制関係がどうなっているのか。収入が足りない場合には誰に訴えることになるのか。

○先方

法務的な観点からお話させていただくと、追加的な資金が必要になった場合はEU内すべての公共放送に言えることだが、公共放送を担当している私たちは受信料を徴収することが出来るという、ある意味では有利な立場と言えると説明している。しかし、その分より厳しく規制されているというのも確かではある。つまり、予算の使い方はもちろん、公共という任務に合った支出になっているかなど非常に厳しく見られている。

次に、我々は複数年に及ぶ計画を策定している。その中で詳細にコスト

の計算がなされており、任務を全うするために必要なものは何かということが細かく記載されるなど、非常に複雑なプロセスを経ることになっている。追加的な資金が必要な場合には、受信料を変更することも出来るが、そのプロセスはとても長く、また、規制当局に厳しくチェックされることとなる。

1974年以降オーストリアの憲法でORFの独立性ということが担保されている。議会は我々のコンテンツに何か言うことは出来ない。その反面、ORFとしては品質保証のメカニズムをもつ必要があるとも明記されている。

○衆議院側

話を聞いているとORFとして必要以上の収入を得ることは望ましくないと思えるが、仮に日本と同じように80%ぐらいの徴収率となると、収入が増えてしまいそのようなことは好ましくないのではないかと。

○先方

VTRでも触れたが、広告収入が20%、その他が10~15%、その残りが各世帯から徴収される受信料である。受信料を決定する際逆算し、公共放送として全うするためのコストを試算し、そこから今期予想される広告収入を差し引き、残った部分が各世帯から徴収することとなる。

万が一、徴収料が増えてしまった場合は検討することになる。また、法律により提供するサービスが変わった時にはコストも変わるので計算し直すということもある。ちなみに、基本的に徴収率は100%で、低所得者等で免除されているのは全世帯のうちの10%程度となっている。

古屋団長からは調査団の質問に対する丁寧な対応に深く感謝する旨の発言があり、意見交換は終了した。

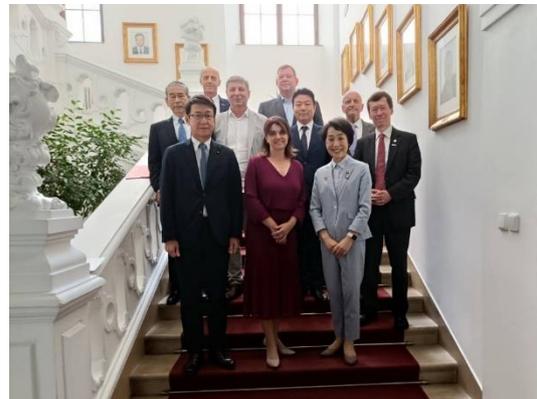
その後、キャスターであるレングリンガー氏の案内によりニュースルーム内を視察した。



(2) チェコ共和国

①下院メディア委員会との意見交換

- ・期 日 令和6年8月21日(水)
- ・対応者 ヴォボルスカー下院メディア委員会副委員長
ベルコフェッツ同委員会委員
ドラスク同委員会委員
ドゥプスキー同委員会委員
ラツィナ同委員会委員
オカムラ下院議員(注:チェコ日本友好議連会長)
リペンスカー下院国際関係部
ポセイパロヴァー下院メディア委員会補佐
イルカロヴァー下院選挙管理委員会補佐
- ・日本側 古屋 範子団長(公明) 田中 良生議員(自民)
田所 嘉徳議員(自民) 本田 太郎議員(自民)



・下院メディア委員会の概要

憲法第31条(上・下院における委員会の設置を規定)と下院運営法第32条に基づいて、チェコテレビ評議会の委員及びチェコラジオ評議会の委員を選出するために設置された委員会。

下院の18の委員会のうちのひとつで、委員は16名(委員長1名、副委員長3名、委員12名)。

<在チェコ大使館資料より>

(ヴォボルスカー副委員長の挨拶、説明)

この度の訪問を歓迎する。

本日は、適切な情報をどのように市民に提供すべきか、誤情報を提供しない、または、抑制するためにはどのようにすべきか、という点について意見交換させていただきたい。

また、公共メディアサービスをどのように経済的にサポートしていくべきかという点も問題提起させていただく。現在、チェコは新しい法案として視聴覚メディア法の改正を提案している。

我々の委員会は、公共メディアサービスを提供するための対策だけではなく、チェコテレビ評議会の委員及びチェコラジオ評議会の委員を選出するために設置された組織である。

(古屋団長の挨拶)

本日はお忙しい中、我々調査団を迎えていただき感謝申し上げます。

オカムラ・チェコ日本友好議員連盟会長にも出席いただき、感謝申し上げます。オカムラ会長におかれては、友好議員連盟の会長として日本とチェコの友好関係の深化に御尽力していただいていることに敬意を表する。

我が国では、「テレビ離れ」などの放送を取り巻く環境が大きく変化してきており、必要な対応を検討してきているところである。

本日は、チェコの様々な制度を伺い、我が国の議論の参考とさせていただきたいと考えているので、よろしく願いします。

(主なやり取り)

○先方

まず、公共メディアサービスの概要を説明する。チェコにおける公共メディアサービスは、チェコテレビとチェコラジオの二つの機関がある。両方ともチェコのメディア環境で最も支配力のあるメディアであり、基本的に問題となっているのは財政的な問題である。チェコではこの問題に対して様々な意見があるが、まずは、私からその意見を述べさせていただく。

チェコの公共メディアサービスは、全国民が受信者として受信料を納める形で提供している。

現在、議論となっているのは受信料の値上げであるが、金額だけではなく、誰が受信契約者として、どのような形で受信料を納めるべきか、という点である。私は平等に受信料を払わなければならないという意見であるが、ほかの同僚は別の観点からその問題を取り扱っている。

またCMに関して、特に民間のメディアと異なり、公共サービスを提供

するメディアにとってCMや広告はかなり限られている。つまり、CMの範囲や規制を守ることが出来るように、受信契約者からの受信料を値上げしなくてはならないという意見である。

○先方

今議論になっている財政問題を別として、チェコテレビはEU域内で最も高い視聴率を誇っている。それには様々な理由があるが、番組の組織・仕組みと密接な関係がある。我々は、政治・経済・社会問題など幅広いテーマをバランスよく視聴者に提供することを続けており、これは民間放送との主な相違点である。

ただし、チェコも他国同様にインターネットに関する問題に直面している。世界的に共通した傾向だと思っているが、チェコの若者はチェコテレビの放送はそれほど見ない傾向にある。それは、若者は公共サービスが提供した情報よりも、SNSで必要な情報を探している。もちろん、SNSは情報の品質を保証できない場合があり、その中に誤情報が含まれていることがある。

チェコテレビは適正な情報を提供できるよう努力を続けており、我々はメディア委員会のメンバーとして様々な意見が異なるが、強いチェコテレビのイメージが続くよう努力している。

○衆議院側

チェコでは受信料の値上げが問題になっていると伺った。日本のNHKは主に放送受信料で運営されており、CMは出していない。そして昨年10月、放送受信料を月1,100円に値下げした。ラジオは受信料をとっていない。受信料の支払率が77.8%で100%ではない。今年、法改正を行い、NHKがインターネット放送を行うことを必須の業務に位置付けた。

○先方

チェコの受信料は日本と同じくらいで、現在、大きく活発な議論となっているのは、一月40チェココルナほどの微量な値上げである。

チェコテレビでもインターネット放送を提供しており、インターネット放送とテレビ放送を含めた受信料である。民間テレビが無料放送と有料放送の二つに番組を分けられているのと異なり、チェコテレビは受信料を納めれば誰でも無料でアクセスできるようになっている。

放送法が改正されたとお伺いした。その際、インターネット放送の一部が有料化するという話も聞いたが、その詳細を教えてください。

○衆議院側

テレビ放送とインターネット放送を含めた受信料である。

ただし、今後、受信機がなくてもインターネット放送の視聴だけで同じように受信料をとるべきとの議論もある。

○先方

チェコにも全く同じような議論がある。我々は個人ではなく、各家庭が受信機として典型的なテレビだけではなく、携帯電話やパソコンを持っている場合は受信料を納めるべきだという提案をしている。

チェコの特異なところは、インフレ率に応じて受信料が自動的に値上げになることである。インフレ率が6%以上になったら受信料の値上げも6%になる。これはだいたい3年に1回ある。

○衆議院側

日本ではNHKを見ないから受信料を払わないという人に対し、受信料を払わなければいけないということに最高裁が判決を下した。

チェコではインフレ率と共に受信料が上げられる制度があるということを知ったが、日本は物価が上がっているが受信料を下げたため、NHKの運営自体は苦勞している現状である。

○先方

チェコでは受信料が値上げになったのは18年前であり、それまで受信料は変わらなかった。毎年議論するよりも、1回値上げの対策を実施した方がよいという結論が出た。

○衆議院側

チェコではどのように受信料を徴収しているか。

○先方

各家庭を回るわけではなく、手紙で義務を伝えている。チェコの法律では、受信機を購入する時や、受信機を持っている場合には強制的に支払いが義務付けられている。チェコは支払率が比較的高い状況である。

○衆議院側

CMを放送していると伺ったが、民間放送局もある中で民業の圧迫にはならないのか。あるいは、もっとCMを獲得する努力をして、受信料を下げるという国民の動きにはならないのか。

○先方

CMの割合は番組の時間の0.5%未満であり、また、文化的な放送を行うチェコテレビ2チャンネルとスポーツを放送するチャンネルのみで認められており、その他の番組でCMを放送することは禁止されている。

チェコテレビ2チャンネルで放送されたCMの利益は国営の文化開発

ファンド基金に 100%送られており、スポーツチャンネルも同様に、CMの放送利益はすべてスポーツの活動に投資されている。つまり、民間放送局の競争者とならないようCMの範囲はかなり限られている。

○先方

情報提供サービスの定義、どのような情報を提供すべきかは重要であり基本的な論点になると考える。

○衆議院側

日本では地震を始め災害が非常に多く、災害時に正しい情報を迅速に発信していくということが非常に大切になるため、災害時の情報提供は、最も大きな使命ではないか。

1月1日に日本のある地域で大きな地震が起こったが、その際、インターネット上で誤情報が流れ、避難をしていく上で悪影響があった。このようなことがあってはならない。

○衆議院側

民主制を確保するための適正な情報、表現の自由ということが非常に重要であり、日本では番組評議委員会などに政治家は入らないという建前になっている。貴委員会では、公共放送の内容の信頼を維持確保するために、どのような業務をしているのか。

○先方

現在、我々の委員会はメディア委員会と名付けられているが、元々は選挙委員会と名付けられていた。我々は、様々な分野の団体や組織から提案を受け、その中から、評議会の候補者を選び、議会に提示する。実際、最終的な選挙権を持っているのは議会になる。また、チェコテレビ評議会のメンバーの2/3を選挙するのは下院、1/3は上院である。

そして、各公共放送をコントロールするのは各評議会であるため、番組の中身・内容には、めったに触れることはできない。それは、番組内容に最高の責任を負うのは、チェコテレビ・チェコラジオの会長だからである。

○先方

我々の仕事は監査・コントロールすることで、各評議会、番組の内容には絶対に触れることはできない。監査については、まずは経済面、それから番組の適正性あるいは構成的なバランスが十分に取られているのかについて、毎年チェコテレビやチェコラジオの会長が提出する年次報告書を審議する。

質疑応答終了後、古屋団長から率直な意見交換ができたことへの感謝の言葉を述べ会談は終了した。

会談終了後、議会を視察した。



②チェコポストとの意見交換

- ・期 日 令和6年8月22日（木）
- ・対応者 シュチェパーンCEO
シュコルピル副CEO兼シェアードサービス担当ディレクター
ヴラーネク副CEO兼財務・コーポレートサービス担当ディレクター
イヴァノヴァー郵便事業部長
ハラ局長室長
ヴィティーク報道・広報専門部長
フルダ国際貿易専門部長
シュロサル戦略実施マネージャー
- ・日本側 古屋 範子団長（公明） 田中 良生議員（自民）
田所 嘉徳議員（自民） 本田 太郎議員（自民）



・チェコポストの概要

1993年1月1日設立。チェコ政府が100%保有する国有企業。内務省が郵便分野について責任を負い、チェコポストのCEOと監査役会のメンバーを指名する。チェコポストは、独自の資産により資金運用を行っており、経済的に独立している。

業務内容として、書状、小包、郵便為替、広告リーフレット、私書箱、顧客カード、(その他の提供サービス)、金融サービス(ウェスタン・ユニオン、SIPO(請求書一括支払いシステム)、貯金、保険等)、宝くじ、オンラ

インサービス、電子政府 (Czech POINT)、電子署名 (PostSignum)、セキュリティ・サービス等

＜在チェコ大使館資料及び総務省資料より＞

(シュチェパーンCEOの挨拶)

チェコポストにお越しいただき感謝申し上げます。

本日は、郵便事業の各分野の専門家が出席しているため、戦略的な経営やビジネス、財務問題など、ご興味のある点について活発な議論ができることを期待している。

(古屋団長の挨拶)

本日はお忙しい中、シュチェパーンCEOをはじめ、役員の皆様方揃って調査団を迎えていただき感謝申し上げます。

チェコポストでは、企業改革の真っ最中であると伺っている。

我が国では、郵政事業が民営化し、2007年の日本郵政グループの発足以降も、郵便局は地域社会における重要な役割を担っている。特に地方の人口減少といった喫緊の課題の解決に向けて、「地方創生」に取り組んでいるところである。

郵便局が地域活性化への貢献という社会的役割に向けどのように取り組むべきか。本日は、チェコにおける皆様のご意見をお伺いし、これからの我が国の議論の参考とさせていただきたいと考えているのでよろしく願います。

○先方の発言

チェコポストは内務省が管理する国営郵便会社であり、現在の組織は、チェコスロバキアから分離した1993年に設立された。

2023年から2024年にかけてのチェコにおける郵便事業のライセンスを取得しており、近いうちに5年先のライセンスを取得していきたいと考えている。

チェコポストの売上高は約191億チェココルナで、支店が約2,900か所、従業員数は約2万1,000人である。また、配送拠点は約9,000か所、郵便物の仕分所が8か所ある。昨年配達した郵便物は4億3,300万通で、小包は6,000万件である。

チェコポストでは、基本的な業務として各支店での手紙や小包等の取扱いのほか、金融サービス等も提供している。

我々は主にチェコ国内でサービスを提供しているが、国際的にも重要な

役割を果たしている。

我々は、バリコヴナという小包運送会社を持っているが、その活動は国内だけではなく国際的にも活発になっており、特にアジア市場に重点を置いている。

先ほど、チェコポストは改革や戦略的な変更直面しているという話があったが、基本的な改革の内容は、運送サービスであるバリコヴナを分離することである。バリコヴナを売却し、新たな戦略的なパートナーを探している。また、売却益を投資し、地域活性化のため地方組織を強めることを考えている。バリコヴナは全国におけるEコマースの市場シェアが約3割にのぼるため、戦略的なパートナーにとって強みのある会社であると考えられる。現在のバリコヴナの従業員数はチェコポストの4分の1にあたる約5,500人である。

現在、チェコポストは市民や国家に対して、どのような役割を果たすべきか、岐路に差し掛かっている。それは、現在の厳しい経済体制の中で、公共サービスを提供すること、また、民間企業との厳しい競争に負けないようにすること、これを両立することはなかなか難しいためである。

チェコポストは、郵便事業とバリコヴナを分離させるが、チェコポストは引き続き国営企業として、郵便ライセンスのもとに、公共サービスや市場の枠組みで活動できないサービスを提供する。

国民は郵便局に対して、地域活性化にどのように貢献するのか、便利なサービスを提供できるのか見定めている。国民一人一人に良いサービスを提供できるのか日々確認していく必要がある。

我々の課題は簡単なものではないが、良い判断を下して歴史的な改革を実現していく。

(主なやり取り)

○衆議院側

日本ではインターネット通信が中心となり、郵便事業の収入が減っているという大きな課題を抱えている。今秋も切手料金を値上げするが、それでも追いつかないため、銀行事業や生命保険事業の収益で郵便事業を補填している現状にある。

バリコヴナの事業は発展していると伺ったが、この収入は大きいのか。

○先方

チェコも通常の郵便サービスの収入が下がっており、郵便サービスを提供するために、その予算を補填する追加の収益を探さなければならない。その一つの方法は、銀行サービス、金融サービスを提供することであり、

もう一つは、一般の市場のサービス、例えば小包配送サービスを提供する。今までは、バリコヴナの収入のおかげで補填できていた。

チェコポストは、国営企業としてバリコヴナの開発をせず、自らの活動に集中して、そこからの収益を上げていく。

バリコヴナの会社としての市場価格は、現在が最高である。

○衆議院側

郵便サービスをユニバーサルサービスとして維持していくためには赤字にならざるを得ない中、チェコポストは今回の改革によって、利益の出るバリコヴナを分離するという選択を取られた。国営企業としてのチェコポストは、今後、国との協力関係の中で郵便サービスを継続的に維持していく選択をしたという理解でよいか。

また、今後は財政的な厳しい状況を政治でもって、国民の理解を得ていかなければ事業を継続できないと思うが、今後どのようにやっていくのかお伺いしたい。

○先方

法的に義務付けられた郵便サービスの提供はすべて赤字である。現状の法的な枠組みによると、チェコ政府が我々に郵便サービスを発注し、国が郵便局に使用料を支払う形でサービスの費用を負担している。現在、国からの補助金が15億チェココルナであるが、それでは足りない。

その赤字を補填する方法として3点考えられる。

まず、国からの補助金を上げる。

次に、全国の支店数を減らすなど、サービスの範囲を制限する。

最後に、チェコポストのネットワークを使用して、公的に義務付けられたサービス以外のサービスを提供する。いずれの方法をとるか決定するのは政治である。

まず、補助金を上げる方法は、すべてのサービス料金の値上げにつながり、国民の不満になるため不可能である可能性が高い。

また、支局数を制限することも、サービスを大きく制限することになるため不可能に近い。

そのため、チェコポストのネットワークや支店を民間企業のサービスに提供する方法しかない。現状、新しいサービスとしてチェックインカードを入れて、郵便局の支店で社会保障手当の申請をできるようになる。それにより、小さな村から県庁のある大きな町へ行く必要がなくなる。

○衆議院側

郵便局で行政サービスを行っているかと聞いているが、どのようなサービスを行っているのか。あるいは、これから地域活性化のためにどのような事業を行おうとしているのかお伺いしたい。

○先方

郵便局は全国で支店が 2,900 か所あり、そのうち 32%は郵便パートナーによりサービスが提供されている。郵便パートナーは特に地方、市町村、小さな村などで郵便サービスを提供している。この郵便パートナーに業務を委託することで、郵便局を設置するよりも約 5 分の 1 に費用を抑えることができ、このおかげで地方の郵便ネットワークを維持することが出来ている。現在 900 か所のこの組織を 1,500 か所に増やすことを目標としている。

郵便サービス以外には、労働局の支援サービスなどを行う。

○衆議院側

郵便を出してから相手方に届くまでの期間についてお伺いする。また、いわゆる配送ネットワークを使って、郵便局が独占している信書郵便と物流を一緒に行う方が合理的と考えるが、その点についてお伺いする。

○先方

最初の質問にお答えする。2020 年に新しい対策を実施し、三つのサービスに分けられている。

すべての郵便物が土日も含めて発出してから翌日に届く D+1、次に、発出してから 2 日間で届く D+2、最後に、発出してから 3 日間で届く D+3 である。現在、発出してから 5 日間で届く D+5 というサービスも考えている。

発出してから翌日に届くサービスは非常に高いが、EU 全体の法的義務として続けることが求められている。日本と同じように、配送費用が掛かるため、料金の値上げを考えている。

次の質問である郵便局のネットワークをどのように民間企業の業務に活用するかについてお答えする。

バリコヴナと郵便局が分かれてから小包配送の多くはバリコヴナが行っていたが、国民や地方自治体は、郵便局で他の民間配送サービスにアクセスできることを要求しており、全国の市町村は、他の民間配送会社と交渉している。郵便局も、各支店で他の民間配送会社の荷物を扱っている。その際は、郵便局が利用料を取得している。

結論としては、郵便局と民間企業はそうした協力関係を構築している。

質疑応答終了後、古屋団長から率直な意見交換ができたことへの感謝の言葉を述べ会談は終了した。その後、チェコポストの窓口フロアを視察した。

③チェコ産業貿易省との意見交換

- ・期 日 令和6年8月22日（木）
- ・対応者 オチュコ デジタル化・イノベーション担当総局長
シュナイデル電子通信局長
ヴェセリー統合ユニット長
フィーブロヴァー デジタル経済・スマートスペシャリゼーション局 離職社会サービス課長
ジェホラ郵便事業課長
ヴァルゴヴァー郵便事業課員
- ・日本側 古屋 範子団長（公明） 田中 良生議員（自民）
田所 嘉徳議員（自民） 本田 太郎議員（自民）



・チェコ産業貿易省の所掌

国家産業政策、エネルギー政策、貿易政策、輸出促進政策、統合原材料政策、鉱物資源の利用等。製造業及び産業研究開発の分野におけるビジネス及び投資の促進、中小企業支援。欧州消費者政策の文脈における国内貿易と消費者保護。産業研究、エンジニアリング、技術開発。電子通信及び郵便サービス。

<在チェコ大使館資料より>

・概要

チェコ産業貿易省を訪問し、オチュコ総局長、シュナイデル局長、ヴェセリー統合ユニット長、フィーブロヴァー課長、ジェホラ課長、ヴァルゴヴァー氏と会談した。

主な内容はオンラインプラットフォーム等のサービス提供者に対する監督・執行等についてである。

(オチュコ総局長の挨拶、説明)

日本の代表団をお迎えして色々な情報を交換し議論ができることを嬉しく思っている。チェコ政府の目標として、最新技術やAIを使って、チェコが欧州の中でイノベーションのリーダー国となることを目指しており、昨年7月には、AIに関する国家戦略を承認したところである。

チェコはEU加盟国であるので、デジタル技術に関してもEUの規制が適用される。近年、EUにおけるいくつかの重要なデジタル関係の規制がチェコにも導入されたが、その中でも最も重要なものがデジタルサービス法(DSA)である。ちょうど昨日、DSAをチェコ国内に適用する法律が政府において承認された。今後は議会での承認を求めるステージとなる。この法律の一番重要な点はデジタルサービスコーディネーター(DSC)を指名することで、昨年、チェコ通信局を指名した。DSCであるチェコ通信局はチェコに所在するデジタルプラットフォームがDSAを履行しているかを監督・執行する役目を課せられている。

(古屋団長の挨拶)

本日は意見交換会の場を設けていただき感謝する。

日本では、AI等の革新技术の社会実装による社会課題への対応を通じた持続的な経済成長を目指しているところであるが、チェコにおいても、革新技术の活用は重要な課題であると認識している。今日は、貴国の電気通信関係等に関する政策や考え方を伺い意見交換をしたいと考えている。

(主なやり取り)

○衆議院側

我が国でも、インターネット上での誹謗中傷等の違法・有害情報の流通は社会問題化しており、被害者からの投稿の削除要請が迅速に対応してもらえない等の問題があったため、大規模プラットフォーム事業者に対して、日本での削除申出への対応体制の整備等を義務付ける法改正を今年の国会で行ったところである。

さきほど説明のあったDSCに指名されたチェコ通信局の具体的な監督・執行業務を伺いたい。

○先方

DSCの役割はいくつかあり、主なものを説明すると、①チェコに所在

するオンラインプラットフォーム事業者がD S Aの義務を履行しているかを監督し、不履行の場合の罰則、制裁等を執行すること、②認定基準を満たした法定外紛争解決機関の認定、③信頼できる報告者を任命すること、④条件を満たす研究者に対して、「審査済み研究者」の地位を与えること。また、その研究者がE U域内におけるシステミックリスクの分析等を行うために、大規模オンラインプラットフォーム事業者等に対してデータアクセスを要求すること、⑤利用者等が仲介サービス事業者へ苦情を申し立てる場合に苦情の受付、処理の窓口としての機能を果たし、必要があれば調査を行い、措置を取ること、⑥他国のD S A監督・執行機関から情報提供を受けて年次報告書を作成すること。以上が主な内容である。

違法なコンテンツなどを実際に探すのは、D S Cではなくプラットフォームが行うことになる。D S CはD S Aによって義務付けられたオペレーションをプラットフォームが満たしているか、全体的な監督を行っている。

○衆議院側

D S Aに基づきプラットフォーム事業者に対して監督・執行を行うことについては、各国でも色々と考え方や状況が異なると思うが、どのような違いがあるか。また、それを乗り越えるためにどのような連携をとっているのか。

○先方

確かに各国にはある程度の自由度があるし、その自由度の中でD S Cを指名しているわけだが、我が国がE Uの議長国を務めていた際には、この分野においては各国の連携が重要であり、各国の色々な監督機関がある程度コンパチブルな関係でなければいけないと強調してきた。その結果、欧州デジタルサービス評議会というメカニズムが導入されることとなった。この評議会以外にも様々な作業グループがあり、加盟国間の調和を図るための活動が行われている。

○衆議院側

デジタル化を進める中においては本人確認ということが重要になってくる。我が国では、マイナンバーカードを所持して認証番号を入力することが本人確認の原則として制度が開始されたが、色々と課題もある。チェコではどのような制度になっているか。

○先方

チェコでは市民がデジタルI Dを持ち、これを使って国のサービスにア

クセスすることができる。このような制度が導入される以前に、チェコでは銀行IDの制度が開始されており、多くのチェコの人々は携帯電話や他のデジタル機器を使って銀行口座にアクセスしてサービスを受けていた。銀行IDのサービスが開始されていたことがデジタルIDの制度を開始するステップとして非常に重要なものであった。また、今年から、チェコでは身分証明書を電子データの形で保有することも可能となった。

○衆議院側

チェコにおける5Gの普及状況は如何か。

○先方

チェコ政府において5Gの導入はプライオリティが高い。実際にEUの中でもチェコは非常に早くに5Gを導入している国である。周波数の割当はチェコ通信局が実施するオークションによって行われている。2017年に3.6GHzから3.8GHz帯域、2020年には700MHz、3.6GHz帯域のオークションが実施された。現在、チェコのほとんどの地域が5Gでカバーされており、残りの周辺地域もなるべく早くカバーできるように努力しているところである。

○衆議院側

周波数オークションを行ったとのことだが、参入状況やオークションによる国の利益はどの程度か。

また、オークションの落札は金額の多寡のみで決定するのか。

○先方

5Gに関するオークションは全部で5件あったが、収益の合計は65億チェココルナ、ドルに換算すると3億ドル弱となる。

これまでの我が国や他国でのモバイルネットオークションに関する経験からいっても、入札の金額だけで決定することは好ましくないと思っている。落札額が高騰し、落札後の必要なインフラへの投資や開発の資金が足りない等の問題があったからである。価格が決め手ではあるが、周波数の割当には条件をつけるのが当たり前であり、カバレッジ義務や国民向けの公共施設の建設、災害時のサービス提供などの基準を設けた。

○衆議院側

我が国でもスタートアップやベンチャー企業などがイノベーションを起こして社会変革を実現し、経済を活性化させていこうと強力に政策を押し進めているところであるが、チェコではどのような支援や育成を行って

いるか。

○先方

スタートアップの支援というのはチェコ政府にとっても重要なテーマである。支援について私が考えることは、国が支援することも重要であるが、国が直接支援するだけでなく、障害を取り除くことも重要だと思っている。法律面でも様々な事務的負担を軽減するようなサポートも行っている。その他、EUの基金と一緒にベンチャー資金の支援や起業する際に必要なプロセスの相談支援なども行っている。

○衆議院側

チェコポストの改革を進めている背景をお聞きしたい。また、ユニバーサルサービスを維持することは大変なことであるが、そのためにはどのような課題があるか。

○先方

改革が必要な理由は、①郵便物数の減少、②デジタル化の進展やEコマースの存在、③小包量の増加、④規制の枠組みがチェコにおいても国際的にも非常に膠着していること、⑤小包配達業に関しては非常に競争が激しい分野であることなど複数ある。様々な技術的变化によって全体的に収入は下がる一方、サービスを提供する費用は上がっており、郵便局としてサービス提供を行う義務は変わっていないという状況である。

ユニバーサルサービスの維持、持続可能な経営のための一つのアイデアとしては、チェコポストを二つの法人に分割し、一方は、基本的サービスを提供する法人とし、もう一方をバリコヴナと呼ばれる物流・小包事業部門の法人にすることを考えている。

質疑応答終了後、オチェコ総局長から、非常に興味深い意見交換を行うことができたことに感謝する旨の発言があった。

古屋団長からは有意義な意見交換の場を設けていただいたことに深く感謝する旨の発言があり、意見交換は終了した。

④チェコテレビとの意見交換

- ・期 日 令和6年8月22日（木）
- ・対応者 ポラホヴァー コンテンツ部門ディレクター
フィラ コーポレートサービス部門ディレクター
フリドリヒ プログラム部門ディレクター
ベラノヴァー国際部長
- ・日本側 古屋 範子団長（公明） 田中 良生議員（自民）
田所 嘉徳議員（自民） 本田 太郎議員（自民）



- ・チェコテレビの概要
 - C E O : Jan Souček
 - 職 員 数 : 2,934 人 (2023 年)
 - サービス : テレビ6チャンネル
 - ※ラジオは別にチェコ・ラジオ(C R o)が存在
 - 受 信 料 : 月額135 チェココルナ(約877.5 円)
 - 受信料収入の額 : 約57 億チェココルナ(約370 億円)
 - ※2023 年実績。1 チェココルナ=約6 円で換算
 - 主なトピック : 受信料(2008 年から据え置き)とサービスのバランス
＜総務省資料より＞
- ・概要
 - チェコテレビを訪問し、意見交換を行った。
 - 主な内容は公共放送の現状及び課題、受信料収入についてである。

(古屋団長の挨拶)

本日はお忙しい中、我々調査団を迎えていただき感謝申し上げます。

我が国では、「テレビ離れ」などの放送を取り巻く環境変化を踏まえて、必要な対応を検討してきているところである。

本日は、チェコの実態・考え方の概要をお伺いし、意見交換をすることで、今後の参考とさせていただきたいと考えているので、よろしく願います。

(先方の発言)

- ・チェコの公共放送の現状及び課題

チェコ市民は平均で毎日3時間45分テレビを見ているというデータがあり、この時間は欧州の平均をやや上回るものである。

ただ、チェコでは、テレビは特に中年階層のコミュニケーション、娯楽のツールになっている。子供や若い世代が全くテレビを見ていないということではないが、彼らはテレビではない別のルートを使っている。この点に関し、チェコテレビとしては過去いくつかの対策を行い、若い世代とテレビとのコンタクトが取れるよう試みた。例えば、4歳から14歳までの子どもを対象としたチャンネルを開設したが、同チャンネルは今年で11年目を迎える。

同時に、チェコテレビではオンラインプラットフォームに投資を行った。ここ最近ではオンライン動画配信サービスへの関心が高まっており、競争に直面している状況だが、チェコテレビとしてチェコのローカルな内容を配信するとチェコの人々は関心を持つ。グローバルメディア市場がどのように発展するか予測するのは困難だが、今後10年間は視聴者はリニア放送を見ると考えている。その上でオンライン放送をサポートし、オンライン放送からリニア放送を見てもらうという戦略をとっている。重要なのは、品質の高いチェコのオリジナルなコンテンツを用意するという点で、チェコの視聴者を引き付けて、国際的な大きい動画配信サービスに対応するという点を考えている。

- ・チェコテレビの受信料収入

今のチェコテレビは受信料について交渉する立場が悪化している。チェコテレビの受信料が最後に上げられたのが2008年で、公共ラジオ放送の受信料が上げられたのは2005年となっている。私たちとしては2025年1月1日までに受信料を上げたいと考えている。現在の受信料は1世帯あたり135チェココルナだが、これを150チェココルナにしたいと考えている。この値上げは非常に政治的な課題であり、またビジネスの課題にもな

っている。

(主なやり取り)

○衆議院側

日本では若者はほとんどテレビを見ない傾向にあり、今年の国会で放送法を改正し、NHKにインターネット配信を必須業務として位置づけたところである。

NHKは受信料が主な財源となっており、現在は値下げをして1,100円となっている。チェコテレビでは値上げを考えているということだが、国民の感触はいかがか。

○先方

国民は受信料値上げの改正案が提出されていることは知っているし、その内容には、リニア放送の受信機を持っていなくても様々なスマート機器を持っていれば受信料の義務が発生することが含まれているということも認識している。そのため、携帯電話やタブレット等を持っている人がそれぞれ受信料を支払わなければならないという誤解があるが、あくまでも1世帯ごとの受信料であるため、世帯として支払っていない場合には受信料を徴収することになる。

一般的に人々は税金などの支払い義務を負うことに関しては嫌がるものであり、テレビ受信料も同じようなものだと思っている。ただし、チェコ国民を対象にした調査でもチェコやヨーロッパ、国際情勢のニュースに関することで初めに情報を得ようとする媒体はチェコテレビであるとの結果が出ているし、市場シェアでも30%を占めている状況である。チェコ国民にとっては受信料を支払う必要はあるが、視聴する番組もある、という風に考えているのだと思う。チェコテレビが現在のような強い立場を失ってしまえば状況は変わってくるかもしれない。

○衆議院側

①リニア放送とネット配信の内容は一緒なのか。同じ場合、著作権がかかる場合もあるし、サプライヤーはリニア放送とネット配信で料金をわけることになると思われるが、その場合は追加で経費を払っているのか。

②受信料を徴収する具体的なツールはどうなっているのか。

○先方

(①について) リニアで放送している内容はすべてネット配信されている。また、基本的に番組のコンテンツは私たちのために独占的に作られている。例外は、海外から購入した番組だが、その場合は、リニア放送とネ

ット配信で料金が分かれているため、どちらの料金で払ってどちらで放送するかを定めている。ネット配信については、リニア放送にないオリジナルコンテンツ、特に若者向けのものを用意しており、このルートを通じて若者をテレビにまた引き付けるということを考えている。

(②について) 受信料の支払いは月単位で支払われている。支払方法は様々あるが、一般的なものとして、インターネットバンキングを通じて毎月金額を支払う方法が挙げられる。ただ、上の年代の人は、世帯の光熱費とテレビラジオ料金をまとめて郵便局で支払う伝統的な支払方法をとる方が多い。

また、スマートフォンなどでチェコテレビの内容を受信している人が60万人ほどいると予測されているが、その人たちから受信料を徴収できる割合は4%ともいわれ、様々な形で働きかけを行わなければならない。

質疑応答終了後、古屋団長から率直な意見交換ができたことに感謝する旨の発言があり、意見交換は終了した。

⑤プルゼン市議会議員との会談

- ・期 日 令和6年8月23日（金）
- ・対応者 ゴラ市議会議員
クグレロヴァー経済局長
- ・日本側 古屋 範子団長（公明） 田中 良生議員（自民）
田所 嘉徳議員（自民） 本田 太郎議員（自民）



・プルゼン市の概要

人 口：18.5 万人(2024 年)

市議会：47 名の市議会議員で構成（2022 年 10 月選出）。

執行委員会（ラダ）（注）は市長を含む 11 名で構成

（注）執行委員会（ラダ）は合議制の執行機関であり、議会議員の中から選ばれたメンバーで構成。ゴラ市議会議員はラダのメンバー。

<在チェコ大使館資料より>

（ゴラ市議会議員の挨拶、説明）

この度の訪問を歓迎する。プルゼン市は日本との結びつきが強く、群馬県高崎市とは、姉妹都市協定が締結されて以来 30 年以上のつながりがある。また、プルゼン市では、長年にわたり、日本文化の日が開催されており、私たちの視野を広げるとともに、相互理解と友好を深める機会となっている。

(古屋団長の挨拶)

本日はお忙しい中、我々調査団を迎えていただき感謝申し上げます。

日本の地方制度は、都道府県と市町村の二層制を採用しており、1990年代から地方分権改革を推進し、市町村への権限移譲を進めてきた。また、近年はデジタル化の進展を受け、国と地方の役割分担を改めて議論する動きもある。

貴国においても、民主化後に新たな地方制度を整備し、広域自治体の新設や地方分権改革の推進等、大きな変化を経験したところと伺っている。

本日は、貴国の地方制度の現状や課題についてお伺いし、意見交換ができればと思っている。

(主なやり取り)

○衆議院側

チェコは非常に小規模な自治体が多いと承知している。国と広域自治体、基礎自治体との間の役割分担に問題や課題はあるか。

○先方

チェコの地方行政は、州と市町村に分かれており、それぞれのレベルで活動を行っている。自治の内容は、国が行うよりも地域住民に近い対応ができるため、地方が行ったほうがよいという権限の内容になっている。市町村は規模の大小も含めたくさんあるが、規模の小さい村などは、大きい市や町の支援を受けている。

また、それぞれの規模や活動に基づいて国から配分される補助金の配分方法も変わっており、国から支給される税金の割合が高い自治体の予算だと、補助金が75%を占めているところもある。国は、州と市町村の権限に応じて管理するとともに、補助金を通じて経済的にも支援をしている。

○衆議院側

D X・デジタル化について、日本では今、社会全体の「デジタル化」を進めようという機運が高まっており、国が主導し、地方がそれについていくという形態で進んでいるが、チェコにおいては、国と地方のどちらが主導しているのかお伺いしたい。

また、プルゼン市においては、具体的にどのような事例があるのか。

○先方

チェコでは、国のレベルである程度デジタル化が行われている。全国的に行われている中で、今特に国が取り組んでいるのは建築部門のデジタル

化であるが、まだうまくいっていない状況である。

おそらく、日本はチェコよりも簡素にデジタル化を進めることができると思われる。それは、チェコがEUの一員であり、欧州委員会があるため、デジタル化の導入に関して色々とコメントされるためである。

チェコでは、最近ようやく市民の身元照合のデジタル化を導入することができた。これは二層化されており、一つ目は国のレベルでアプリケーションやソフトウェアが作られデジタル化が行われるというレベル、二つ目は、地方が独自の企業を抱え、その主体がアプリケーションを作成し、ソフトウェアを地方で運営・維持していくレベルである。

○衆議院側

プルゼン市と高崎市は姉妹都市のお手本のような関係だと思うが、どのような交流をされているのか日頃の活動についてお聞きしたい。

○先方

私たちとしては、経済的に緊密な関係を築いている国とは文化的なつながりも深めていきたいと考えている。

日本とチェコは地理的に離れた場所にあるが、日本の方々は、チェコへ進出後、色々な文化的な良い関係を築こうとして働いている方々だと認識しており、非常に密接な関係を築いてきている。

その一例として挙げられるのがパナソニック社である。

私たちは、パナソニック社がテレビの製造からヒートポンプの製造に移行する際、土地の提供や確保、インフラ整備についてパナソニック社とどのような関係を築くことができるか話をしてきた。

ビール醸造所に対してはパートナー契約を結んでおり、色々なイベントに参加しながら、どのように進めていくかという話をしている。

○衆議院側

昨日、チェコに進出している日本の企業の方々と懇談した際、人材の確保の課題として、教育をして仕事を覚えたところで少しでも待遇の良いところへ移ってしまうという話を伺った。ご意見があればお伺いしたい。

○先方

EUと日本では、企業と雇用者の関係が大きく異なる。日本の企業と雇用者の間では、ある一定の信頼感を含めた関係が構築され、お互い一緒に働いていくが、これはヨーロッパの中では非常に例外的である。そのため、これを変えていくためには、長期的に人々の考え方を変えていくしかないのではないかとと思われる。

1点、チェコの中で人材派遣会社が大きな問題となっている。人材派遣会社は、その土地と派遣されてくる人々がどういった関係を持っているか全く関係なく、人材が不足するとどのような人でも雇用者として提供するという状況になる。

○衆議院側

日本でも同じような悩みを抱えている。

質疑応答終了後、古屋団長からは率直な意見交換ができたことへの感謝の言葉を述べ会談は終了した。

⑥ダイキンインダストリーチェコ社視察

- ・期 日 令和6年8月23日（金）
- ・対応者 平岡 保人社長 ほか
- ・日本側 古屋 範子団長（公明） 田中 良生議員（自民）
田所 嘉徳議員（自民） 本田 太郎議員（自民）



・概要

ダイキンインダストリーチェコ社を訪問し、平岡社長から説明を聴取し、意見交換を行い、工場内を視察した。

主な内容は工場の稼働状況及び現地の雇用情勢等についてである。

（平岡社長からの説明）

○ダイキン工業株式会社の概要

親会社であるダイキン工業株式会社は、1924年に創業し今年100周年を迎える。2024年3月期の売上高が4兆円を超えており、空調機器と冷媒の両方を製造する世界で唯一の企業である。

日本以外にもアジアや欧米など世界各地に生産拠点を設けている。近年は、M&Aを通じて生産拠点の拡大が進んでおり、売上高は、各地域の市場に浸透しながら徐々に伸びていっている。

○欧州事業の概要

1972年に欧州の本社であるダイキンヨーロッパ社がベルギーに設立された。2000年代には、M&Aを通じて、空調事業のほか、給湯事業、冷凍冷蔵事業など事業を拡大している。今後も欧州市場の顧客満足度を高めていくために、事業拡大のほか、サービスの改善に努めるためのソリューシ

ョンに取り組んでいる。

欧州における事業拠点は、ベルギーやドイツ、チェコなど各地にある。現在も新たな拠点整備を進めており、欧州事業の売上高は、全体でみると右肩上がりであり伸びている。

○チェコ共和国及びプルゼン市の概要

チェコの面積は約 79,000 平方キロメートル、人口約 1,000 万人である。

弊社のあるプルゼン市はチェコの中で人口が第 4 番目の都市である (18.5 万人 (2024 年) 在チェコ大使館資料)。プルゼン市の西側はドイツに近い地域であるため、チェコへ進出しているドイツ系企業やドイツ国内の企業など働き口が多くあり、チェコ全体よりも失業率が低く出る傾向にある。我々製造業にとっては競争の激しい地域である。

○ダイキンインダストリーチェコ社の概要

弊社は 2003 年に設立され、ルームエアコン、暖房、室外機、業務用エアコン等、様々なものを製造している。売上高では欧州の工場の中でも一、二番目に大きな工場となっており、ここプルゼン工場の売上高は欧州全体と同じく伸びてきている。現状、3 月末時点で約 1,800 名の従業員が働いている。

また、毎年、地域との交流も行っており、児童養護施設等への弊社製品の寄贈や、近隣の日系企業も参加し、日本語や日本文化に興味を持ってもらう活動を行っている。

(主なやり取り)

○衆議院側

御社は給湯器の製造にも取り組んでいるということだが、電気とガスのどちらを製造しているのか。

○先方

ガス機器はあまり作っておらず、長期的に見るとエネルギー効率の高いヒートポンプ式の給湯器の生産を増やす方向で取り組んでいる。

○衆議院側

ガスや電気料金の変動の影響はあるのか。

○先方

一時、コロナの影響で電気料金が 5 倍程度上がったが、今は政府の補助金等により、落ち着いてきている。また、ロシアによるウクライナ侵攻の影響で電気・ガスともに高騰したが、今は通常の備蓄を計画的に行っているため、大きく高騰する条件はないと考えている。

○衆議院側

チェコのエネルギー源はどうなっているのか。

○大使館員

まだ化石燃料が主流であるが、欧州グリーンディール目標値達成のため、原子力発電を新たに増設し、化石燃料を可能な限り削減するという事は決まっている。

○衆議院側

フロンガスの規制はどのようになっているのか。

○先方

ヨーロッパでは、GWP値が現在よりも自然に存在する数値に近いガスしか使用できないよう規制する方向で進んでいる。規制に対応した商品はコストがかかるため、顧客に納得いただける価格で提供できるか等、様々な対策が必要不可欠である。

質疑応答終了後、工場内を視察した。

